

平成28年度第3回環境審議会 会議概要		
招 集 年 月 日	平成28年10月12日(水)	
招 集 の 場 所	白馬村役場 302会議室	
開 催 時 間	午後2時～4時	
委 員		
白馬村議会 議長	北澤禎二郎	出
白馬村議会 副議長	篠崎久美子	出
白馬村議会総務社会委員長	太田伸子	出
白馬村議会産業経済委員長	田中榮一	出
白馬村文化財審議委員会	伊藤房光	出
NPO まちづくり白馬友の会	吉川 馨	出
白馬商工会	篠崎隆弘	出
白馬村農業委員会	武田克明	出
(社)長野県建築士会 大北支部	平澤英治	欠
白馬建築業組合	横田一彦	出
白馬建設業組合	宮尾英明	出
白馬村不動産業協議会	橋本旅人	出
白馬村索道事業者協議会	駒谷嘉宏	出
白馬五竜観光協会	羽仁 潔	出
八方尾根観光協会	中村実彦	出
岩岳観光協会	松沢正明	出
長野県環境保全研究所	富樫 均	欠
北安曇地方事務所 商工観光建築課	吉田 聡	出
北安曇地方事務所 環境課	羽山 誠	出
事務局		
総務課長	吉田久夫	出
総務課企画係長	田中洋介	出
総務課主事	尾澤宗高	出

開会に先立ち事務局より確認と報告

- ・傍聴についての確認。
→全委員了承のうえ傍聴可となった。
- ・環境保全研究所 富樫委員は欠席の旨、連絡あり。
- ・観光局 富原委員は体調不良により委員辞退する旨、申し出あり。
- ・今回より新たに白馬五竜、八方尾根、白馬岩岳の観光協会より3名の委員が加わり19名の委

員構成となり、新委員が自己紹介した。

- ・白馬村環境基本条例第29条により委員数19名中過半数の出席があるので会議の成立を報告。

～傍聴人入場（17名）～

1. 開会

伊藤副会長が開会を宣言。

2. 会長あいさつ

前回の審議会では、今回の会議において、審議会としての方向性を見いだせばとの話だったが、ご承知のように意見が分かれていること等を考慮すると難しい。慎重に審議するため、ある程度の時間と会議回数必要と感じる。本日はお忙しい中、お集まりいただき感謝する。

3. 協議事項

【会長】

- ・各団体の意見を事前に資料を配布させていただいたが、一部間に合わない団体があった。
- ・本日は各団体より、内容の説明をお願いしたい。
- ・ひととおり説明いただいた後、意見交換・質疑の時間を取りたい。
- ・各団体の意見はそれぞれ、分かれている。くれぐれも他団体の批判にならないようお願いしたい。
- ・新たに審議会メンバーとなった委員については、本日の意見を観光協会に持ち帰り、意見をお願いしたい。
- ・資料に沿って説明をお願いしたい。

1) 文化財審議委員

- ・現在の基本条例等は現状のままでよい。
- ・さらに第22条に環境アセスメントの実施を挿入したい。
- ・理由として、現代に対応した基準にするにしても、基準をゆるめる方向であったてはならなし、開発基準の緩和はいままでの文化がなくなる恐れがでてくる。
- ・村の文化財等を守っていかなければならない。業者等にも守らせる体制づくりが必要である。
- ・他のリゾート地区と同様に考えてはいけない。白馬の素朴さが大切である。
- ・環境基本条例第3の4の基本理念を大切にしたい。

2) まちづくり白馬友の会

- ・条例変更は反対。青鬼地区は8年かけて伝建地区にした。
- ・村の文化・歴史を村民に知ってもらう活動が必要。村の中の目線で開発するのではなく、外からの目線観光客等を考えたまちづくりが大切である。
- ・村の人口9,000人を切りピーク時より1,000人、約1割程度減少し、地元の宿泊業の衰退が進んでいる、原因を探る必要もある。
- ・地元同意については、行き過ぎた行為であるとの指導もあるが、“地域の同意”から“地域の理解を得る”に置き換えている自治体もある。何らかの形で継続したい。

3) 白馬村農業委員会

- ・ 3000㎡以上の開発の環境アセスメント等の実施を提案。
- ・ 大規模事業の建物についてはもう少し規制を強めたほうがよい。
- ・ 開発に関係地区へは説明会を開催し、同意が得られていること。
- ・ ニセコでは必要により協定を結び、それでも疑義が生じた場合、審議会を開催し町長が審査しているようだ。
- ・ 景観を売りにしている白馬では現行の建ぺい率、高さについては、他に比べると緩いくらい。
- ・ 大型リゾートの開発は今の基準で適合する業者を呼び込むほうがよい。
- ・ 変更は、現行基準で開発してきた宿泊業者に不公平感がでるのではないか。
- ・ 農業委員会として意見は、改正に反対意見が多かった。

4) 白馬村建築業組合

- ・ 5,000㎡以上の建築物規制について、現状では厳しい部分もあるので他の市町村調査のうえ、緩和してもよいと考える。
- ・ 門戸は広げ、協定の中で調整しても良いのでは。
- ・ 開発許可の取得期間について短縮化の検討要。他市町村は2ヶ月位か。
- ・ 植生調査については保護すべき内容を明確にし、村全体のゾーンマップを作成し、指定地域の特定等をしてもらいたい。
- ・ 教育員会の積極的な指導と行政の導もお願いしたい。
- ・ 建ぺい率、容積率、道路後退、隣地後退、緑地化率等の項目別の議論必要。

5) 白馬村不動産業協議会

- ・ 条例改正必要考える。
- ・ 地元同意については行き過ぎた行為であり、昭和57年以降、国から県を通じて通達が何度となく村に来ているはずだが、是正されていない。
- ・ 過去、合理的に同意できる案件であっても地区の同意が得られない場合があった。
- ・ 不動産業者としては法令順守することは当然である。
- ・ 業者への重要事項説明時には定められているルールに従っても、地元同意がネックとなり開発できない場合があると説明している。
- ・ 競争相手を排除するようことは良くないと思う。
- ・ 現状だと優良と思われる高級志向の投資先には相手にされていない。
- ・ 同意についての改正を願いたい。
- ・ エリアゾーニングにより開発を進めていく地域を決めていくほうがよい。
- ・ 現行では3,000㎡以下の開発は植生調査なく、貴重な植生の保護行われていない状況。
- ・ 植物のハザードマップを作成し、行政で保護等の指導を行うべきである。
- ・ 外部資本について開発が行われる場合、白馬村に法人登記をお願いすることも一案。
- ・ 圧倒的に多いトラブルが屋根雪と雪の処理。
- ・ 条例で隣地後退を考える必要がある。

6) 索道事業者協議会

- ・ 開発基準の見直し必要と考える。
- ・ 現状の開発基準は大型施設の外からの投資の見込みが全くない。

- ・個人経営の宿泊施設が減少している状況であり村の将来が心配。
- ・20年前、五竜地区は約150件の宿泊施設あったが、今は70件。
- ・大型のリゾート施設を呼び込むことによって、他の宿泊施設の活性化につながると考える。
- ・よって現状の開発基準の緩和を求める。
- ・事業者による地区への説明は当然必要だが、同意は行き過ぎなのでの改定をお願いしたい。
- ・高さについて、現行は最低地盤面から18mだが傾斜地では切土、盛土の面積が多くなり、自然保護に繋がるので、平均地盤面からの基準に改定が必要と考える。
- ・外国資本の参入は、貸別荘など法律的な規制ができない施設についての基準を定めるべき。
- ・現在のルールは条例・施行規則・要綱・要綱の運用と多岐に渡り、住民には難解な内容であるため、ある程度スリム化し、理解しやすい内容に改定は必要と考える。
- ・スリム化後は、村内外に環境保全意識を深めるよう啓蒙し、既存の色彩計画も事業者が遵守するシステム作りが必要。

7) 長野県環境保全研究所（委員欠席のため事務局代読）

- ・白馬村の優れた景観と自然環境は歴史的な遺産。
- ・一度破壊されたら、その後に復元する事は極めて困難。そのために現行の開発基準等が設けられてきた。
- ・基準を緩和する方向に変えてゆく場合には、くれぐれも慎重な検討が必要。
- ・基準の緩和、条例や手続きのスリム化を求める意見あるが、その場合はそれにより景観や環境の劣化を招かないことを担保する新たな方策を用意する必要がある。
- ・例えば環境影響評価の仕組みづくりや、その審議過程の情報公開の推進がある。
- ・動植物の調査に時間がかかりすぎるという意見あるが、四季の変化を考慮して通年のデータを把握することは正しい評価を行う基本になる。
- ・むしろそこまで考慮しなければならないほど、白馬村には貴重な自然が残されているということに誇りをもっていただきたいと思う。

8) 意見交換

○A委員

- ・村の景観を守ること、まちづくりが村の将来にとって重要であると考えている。
- ・あまりにも高い建築物は村の景観にそぐわない。
- ・村の経済状況を考えると大型施設が必要かもしれないが、地元の宿泊業者の生活が圧迫されるの心配があり、慎重な審議が必要。
- ・宿泊業が減少した要因は何なのか。
- ・5,000㎡以上の大規模開発の建ぺい率基準は25%。
- ・A4の紙を4つ折りにし、A4用紙の上に置くと25%。
- ・空いているスペースはそれほどない。

○B委員

- ・村内の宿泊施設の経営者は高齢化により廃業増加。
- ・スキー客減少に伴い宿泊業収入も減少。
- ・固定資産税の支払いも大変。
- ・生活できないため後継者へ宿泊事業を継がせたくないという現状。

- ・食べていくには最低限、年300万円位の収入は必要だが宿泊業では無理。
- ・このようなことから宿泊業者が減少している要因。
- ・建築・建設業においては、冬は別の仕事をしている人が多い。
- ・観光立村として村の活性化するために全委員のベクトル合わせる必要ある。
- ・20、30年後の白馬のために若い世代の意見が必要。

○C委員

- ・宿泊施設の現状をもっと理解してもらいたい。
- ・送致産業である宿泊業は融資返済も大変。
- ・借金もあるし継がせることも不安。
- ・スキー産業は衰退しているが、いかに盛り上げていくかが大切。
- ・日本のスキーメーカーも減った。
- ・白馬村は宿泊伴わないと発展はない。
- ・10～20年先を見据える必要ある。
- ・スキーと宿泊は一体となっている。行政の管理をしっかりと強化していくことも必要である。
- ・宿泊業の事業計画の策定の仕方が変化している。人員稼働から部屋稼働へ。
- ・ゴミ処理場移転に伴いゴミ運搬コスト増加も懸念。

○D委員

- ・観光客が減少したから宿泊施設が減少した。
- ・山岳リゾートとしての環境整備ができていない。道路、道の駅等。
- ・マスタープランが明確になっていない。
- ・村の将来を見据えた環境整備や規制緩和等の審議が必要。
- ・長野県の宿泊施設の稼働率は全国的に見ても低い。
- ・若い人の考え大事。
- ・アジアのお客様増えるだろう。
- ・緩和して収益増えるか。
- ・どうしても必要なら緩和も必要。

○E委員

- ・白馬村の経済基盤が脆弱であるため、将来を担う30・40代世代の人材が村に不足している。
- ・他の成功している地域は経済的基盤がしっかりしている。
- ・白馬村は生活が安定しないため35歳前後の人口が流出している。
- ・優良な景観と経済基盤を将来に残していくことが大切。
- ・将来的に、今の子供たちが村に戻ってくる状況整備することが大切。

○F委員

- ・様々な意見あるが、諮問事項である大規模開発基準についての議論が必要。
- ・あれもこれも論議は焦点が定まりにくい。

○会長

- ・先ほどにもあったとおり、諮問を受けている項目について具体的な審議をお願いしたい。

○G委員

- ・最終的なとりまとめは必要だが将来を見据えた議論のうえ、答申することが大事。

- ・時代に合わせた進化必要だし、次の世代へのバトンタッチも必要。
- A委員
 - ・他の観光地はいままでのまちづくりの結果を享受していることは意識すべき。
- F委員
 - ・世界水準の観光地の具体的な水準はあるのか？
- B委員
 - ・具体的な水準はない。
- C委員
 - ・パッケージされ開発された観光地、例えば安比と白馬のように既存のまちから発展してきた観光地の2種類がある。
 - ・具体的な成功例としては野沢温泉村。スキー場同士の連携を上手くできればよいと考える。
- B委員
 - ・他の観光地は時代にあった投資、開発を続けている。
 - ・観光立村である限り、観光が基幹産業であり、通年観光を確立させるような審議が必要。
- H委員
 - ・宿泊業に限らずに、審議をお願いしたい。条例等についてもう一度内容を説明してもらいたい。
- E委員
 - ・開発基本条例から環境基本条例に移行した経緯や規制の緩和の経緯を知りたい。
 - ・当時の担当者は既に退職していると思うが。
- H委員
 - ・類似市町村の条例や5,000㎡規模の施設例示もお願いしたい。
- 事務局
 - ・承知した。
- 会長
 - ・活発な意見感謝する。
 - ・次回からの審議会は本日の意見を基に、過去の経緯と手続論・延床面積・容積率・建ぺい率等の個別事項の議論を尽くしたい。
 - ・資料は事前配布したい。
 - ・先にも述べたが様々な意見がある。
 - ・焦って回答するよりも時間を掛けて審議したい。

4. その他

- 事務局
 - ・次回開催日、11月は地域役員懇談会がありスケジュール厳しい。
 - ・先になるが12月2日（金）14時～としたいが。
- 全委員
 - ・了承。
- 事務局
 - ・次回は過去の経緯や個別事項の審議ということなので議論の中で個人名もでる可能性ある。

- ・今回までは傍聴可としたが、次回からは個別議論を尽くすということなので、非公開とした方が良いと思うが。

～傍聴人席が騒がしくなったため委員から傍聴人退席を求める意見あり、傍聴人退席～

○H委員

- ・基本的には公開であるが、内容によっては合議のうえ、非公開、一部公開なので会長判断でよいのでは。

○会長

- ・挙手のうえ決を取りたい。

～挙手は非公開多数～

- ・次回は非公開とする。

5. 閉会

副会長が閉会を宣言。